

2松（廃）第723号
令和2年12月2日

一般社団法人えひめ産業資源循環協会
会長 西山 周 様

松山市長 野志 克仁
(廃棄物対策課扱い)
(公印省略)

廃棄物処理業者等においてクラスターが発生した場合の
対応について（依頼）

平素より、本市の廃棄物行政に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症対策については、これまでも通知や本市ホームページ(<http://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/gomi/haishori/haisyutu/corona.html>)によりお知らせしてきたところですが、このたび国の各府省庁が所管する業界において小規模な患者の集団（クラスター）が発生した場合の、原因究明分析及び再発防止策の検討等を行うこととなり、環境省から本市に対し、廃棄物処理に携わる関係者（許可業者等）でクラスターが発生した場合は環境省に連絡する旨の依頼がありました。

つきましては、これまでも新型コロナウイルス感染拡大防止に御協力いただいていたところですが、引き続き御留意いただくとともに、万一貴協会傘下の本市許可事業所においてクラスターが発生した旨の情報を入手された場合は、速やかに電話等により本市に御連絡くださいますようお願いいたします。

なお、本件については、本市所管の産業廃棄物処理業者に対し、別途の通知を送付していますので申し添えます。

【問合せ先】

〒790-8571 松山市二番町四丁目7番地2別館4階

松山市環境部廃棄物対策課 中矢、宇野、八束

TEL: 089-948-6915・6912・6914

FAX: 089-934-1928

e-mail: sanpai@city.matsuyama.ehime.jp

2松（廃）第723号
令和2年12月2日

一般廃棄物処理業者
産業廃棄物処理業者

各位

松山市長 野志 克仁
(廃棄物対策課扱い)
(公印省略)

廃棄物処理業者等においてクラスターが発生した場合の
対応について（依頼）

平素より、本市の廃棄物行政に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症対策については、これまでも通知や本市ホームページ(<http://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/gomi/haishori/haisyutu/corona.html>)によりお知らせしてきたところですが、このたび国の各府省庁が所管する業界において小規模な患者の集団（クラスター）が発生した場合の、原因究明分析及び再発防止策の検討等を行うこととなり、環境省から本市に対し、廃棄物処理に携わる関係者（許可業者等）でクラスターが発生した場合は環境省に連絡する旨の依頼が別添文書（裏面）のとおりありました。

つきましては、これまでも新型コロナウイルス感染拡大防止に御協力いただいていたところですが、引き続き御留意いただくとともに、万一貴事業所においてクラスターが発生した場合は、速やかに電話等により本市に御連絡くださいますようお願いいたします。

【問合せ先】

〒790-8571 松山市二番町四丁目7番地2別館4階
松山市環境部廃棄物対策課 中矢、宇野、八束
TEL: 089-948-6915・6912・6914
FAX: 089-934-1928
e-mail: sanpai@city.matsuyama.ehime.jp

事務連絡
令和2年11月27日

各都道府県・政令市

一般廃棄物行政主管部（局）御中

産業廃棄物行政主管部（局）御中

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課
廃棄物規制課

廃棄物処理業者等においてクラスターが発生した場合の対応について（事務連絡）

廃棄物行政の推進については、かねてより格別の御尽力を頂き御礼申し上げます。

今般、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室からの要請により、各府省庁は、所管する業界において小規模な患者の集団（クラスター）*が発生した場合には、その原因究明及び分析を行い、再発防止策を検討することとされました。

そのため、一般廃棄物行政主管部（局）におかれましては、貴管内市区町村において一般廃棄物処理に携わる関係者（市区町村職員、委託業者、許可業者等）でクラスターが発生した場合に、市区町村から廃棄物適正処理推進課に御連絡くださいますよう、貴管内市区町村に御周知をお願いいたします。また、産業廃棄物行政主管部（局）におかれましては、貴管内産業廃棄物処理業者でクラスターが発生した場合に、貴部（局）にその情報が提供されるよう、貴管内産業廃棄物処理業者に御周知をいただくとともに、貴部（局）から廃棄物規制課にその情報を御連絡くださいますよう御協力をお願いいたします。

※「小規模な患者の集団（クラスター）」とは・・・

同一の感染源で5人以上の陽性者が発生した場合を想定しています。なお、感染源や感染経路は、保健所において特定することとなります。

（一般廃棄物に係る連絡先）

環境省環境再生・資源循環局

廃棄物適正処理推進課

担当：伊藤、越智、用品

TEL：03-3581-3351

E-Mail：hairi-haitai@env.go.jp

（産業廃棄物に係る連絡先）

環境省環境再生・資源循環局

廃棄物規制課

担当：寺西、吉田

TEL：03-5501-3157

E-Mail：hairi-sanpai@env.go.jp